

障害福祉サービス事業等に係る 各種届出書類について

令和7年3月
旭川市福祉保険部指導監査課

主な届出書類

1. 指定申請・更新申請、変更・廃止・休止・再開届
2. 給付費等の算定に係る体制届
3. 福祉・介護職員等処遇改善加算に係る各種届出

指定障害福祉サービス（指定障害児通所支援）事業者等変更届出書

変更事項と必要な書類等

障がい者

指定障害福祉サービス事業者等変更届出書（様式第19号）



指定障害福祉サービス事業者等変更届出書～サービス種類別変更事項別～添付書類一覧

変更事項	サービス種類										特 別 相 続 支 援	主 な 添 付 書 類 (※下記に示す添付書類以外に、関係書類の提出を求める場合があります。)	
	居 宅 介 護	同 行 機 関 介 護	同 行 機 関 介 護 機 構	生 活 介 護	短 期 入 所	就 労 支 援 機 構 A 型	就 労 支 援 機 構 B 型	就 労 支 援 機 構 C 型	就 労 支 援 機 構 D 型	就 労 支 援 機 構 E 型			
1 事業所・施設の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
2 事業所・施設の所在地※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程、付表、平面図、設備・備品等一覧、周辺位置図、建築確認済証・消防検査済証、不動産(土地・建物)の登記事項証明書、賃貸借契約書(賃貸借の場合のみ)
3 申請者・設置者の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書
4 主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書、誓約書(代表者変更の場合のみ)
6 代表者(代表取締役又は会長等)の職名(役員等に関するものに限る) (※労務継続支援A型事業所のみ、(代表者)は必須)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書、※定款等(就労継続支援A型事業所のみ)
7 事業所・施設の平面図、設備の概要等※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平面図、設備・備品等一覧(必要に応じて建築確認済証・消防検査済証)
8 事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経歴書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書、誓約書
9 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経歴書、資格証、研修修了証、業務継続証明書※3、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
10 事業所・施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経歴書、資格証、研修修了証、業務継続証明書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
11 事業所の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経歴書、資格証、研修修了証、業務継続証明書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
12 主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程、主たる対象者を特定する理由書
13 障害児種別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
14 障害児における利用者の権利数又は空室数における施設種別の入所定員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程、事業所設置許可等に係る通知等の写し
15 協力関係機関の名称及び連絡担当者(当該協力関係機関との契約内容)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
16 関係機関との連携その他適切な連携体制の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	契約書等の写し
17 提供するサービスの種別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
18 第三者に委託する障害福祉サービスの種別(第三者の事業所の名称及び所在地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
19 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運営規程
※1 事業所の移転(住所変更)や追加(従来の事業所、出張所、共同生活居館)を予定している場合～ ～移転・追加先となる土地が地法(都市計画法、建築基準法及び消防法)に適合しているか、建物等が障害福祉サービス事業所の指定要件に適合しているかを確認する必要がありますので、1月前(契約等が伴う場合はその前)を目安に指導監査課へご相談ください。(指定要件を満たさない場合は継続して指定できない場合があります。)なお、追加における添付書類は「指定申請・指定更新サービス種類別必要書類一覧」をご覧ください。													
※2 事業所内の改築(間取りや設備等の変更)や内部移動(場所替え)等を予定している場合～ ～事業所内の改築や内部移動等を行う場合は、当該事業所が引き続き障害福祉サービス事業所の指定要件を満たしているかを確認する必要がありますので、実施する前に指導監査課へご相談ください。(指定要件を満たさない場合は継続して指定できない場合があります。)													
※3 資格の取得等により要件を満たしている場合～ ～実務経験証明書は不要になります。													
～障害者支援施設等のサービス種類の変更又は入所定員の増加、生活介護、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービス量(定員)の増加をする場合は、北海道の同意が必要となることから1か月前を目安に指定変更申請書(様式第17号)にて届け出てください。 定員の変更後は10日以内に運営規程の変更届出及び必要に応じて給付費の体制届出が必要です。													

注
意
事
項

(1)変更となった事項は、「変更前」(「変更後」)の内容を分けて記載すること。(どこを、どのように変更したのかが分かるように具体的に記載すること。新旧対照表などを別途添付することも可。)

(2)変更があった日から10日以内に届け出ること。(10日を超えて提出する場合は必ず遅延理由書(任意様式)を作成の上添付すること。)

(3)遅延理由書は旭川市長あてとし、法人名、代表者名、提出年月日、遅延した届出事項、遅延した理由などを記載すること。

(4)「主な添付書類」に示す書類以外に、届出内容のに必要な書類は提出すること。(すでに提出されている書類内容から変更が生じない場合は省略可ですが、その旨を記載しておくこと。)

(5)変更届は、原則、指定を受けているサービス種類ごとに提出すること。(ただし、「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・同行援護」、「障害者支援施設」、「多機能型」、「一般相談・特定相談」は各まとめて提出可。)

指定障害福祉サービス(指定障害児通所支援)事業者等変更届出書

変更事項と必要な書類等

障がい児

指定障害児通所支援事業者等変更届出書
(様式第9号の10の15)



指定障害児通所支援事業者等変更届出書～サービス種類別変更事項別～添付書類一覧

変更事項	児童発達支援	放課後等デイサービス	児童発達支援	訪問支援	障害児相談支援	主な添付書類
1 事業所の名称	○	○	○	○	○	運営規程
2 事業所の所在地※1	○	○	○	○	○	運営規程、付表、平面図、設備・備品等一覧、周辺位置図、建築確認済証・消防検査済証、不動産(土地・建物)の登記事項証明書、賃貸借契約書(賃貸借の場合のみ)
3 申請者の名称	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書
4 主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書、誓約書(代表者変更の場合のみ)
6 登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)	○	○	○	○	○	法人等の登記事項証明書
7 事業所の平面図、設備の概要等※2	○	○	○	○	○	平面図、設備・備品等一覧(必要に応じて建築確認済証・消防検査済証)
8 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	経歴書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書、誓約書(管理者変更の場合のみ)
9 事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	経歴書、賞状証、研修修了証、実務経験証明書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
10 事業所の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	○	○	○	○	経歴書、賞状証、研修修了証、実務経験証明書、勤務体制・勤務形態一覧、雇用証明書
11 主たる対象者	○	○	○	○	○	運営規程
12 運営規程	○	○	○	○	○	運営規程
※1 ～事業所の移転(住所変更)を予定している場合～ ・移転先となる立地が他法(都市計画法、建築基準法及び消防法)に適合しているか、建物等が障害児通所支援事業所の指定要件に適合しているかを確認する必要がありますので、変更届出書を提出される前に指導監査課へご相談ください。(指定要件を満たさない場合は継続して指定できない場合があります。)						
※2 ～事業所内の改築(間取りや設備等の変更)や内部移動(場所替え)等を予定している場合～ ・事業所内の改築や内部移動等を行った場合は、当該事業所が引き続き障害児通所支援事業所等の指定要件を満たしているかを確認する必要がありますので、変更届出書を提出される前に指導監査課へご相談ください。(指定要件を満たさない場合は継続して指定できない場合があります。)						
～児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービス量(定員)の増加をする場合は、北海道の同意が必要となることから1か月前を目安に指定変更申請書(様式第9号の10の14の2)にて届け出てください。 定員の変更後は10日以内に運営規程の変更届出及び必要に応じて給付費の体制届出が必要です。						
注意事項	(1)変更となった事項は、「変更前」と「変更後」の内容を分けて記載すること。(どこを、どのように変更したのかが分かるように具体的に記載すること。新旧対照表などを別途添付することも可。)					
	(2)変更があった日から10日以内に届け出ること。(10日を超えて提出する場合は必ず遅延理由書(任意様式)を作成のうえ添付すること。)					
	(3)遅延理由書は旭川市長あてとし、法人名、代表者名、提出年月日、遅延した届出事項、遅延した理由などを記載すること。					
	(4) 主な添付書類に示す書類以外に、届出内容的に必要な書類は提出すること。(すでに提出されている書類内容から変更が生じない場合は省略可ですが、その旨を記載しておくこと。)					
	(5)変更届は、原則、指定を受けているサービス種別ごとに提出すること。(ただし、「多機能型」はまとめて提出可。)					

指定障害福祉サービス(指定障害児通所支援)事業者等変更届出書

提出期日

変更する事由が発生してから10日以内

注意

事業所の移転や改築、共同生活援助における共同生活住居の追加を行う場合は、**事前(1か月前を目安)**に指導監査課へ。あらかじめ設備要件等を確認します。

補足

届出を提出する際に必要な書類の一覧、添付書類の様式等については本市HPに掲載しています。

市HPホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 障害福祉> サービス事業者> 障害福祉サービス等事業者向けトップページ> 4 申請様式等>

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sa-bisu1/p006045.html#4>

指定変更申請書

＜変更届＞ではなく＜指定変更申請書＞による届出が必要な場合

対象とするサービス等	申請様式	変更事項	申請期日
障害者支援施設	様式第17号	定員変更等（定員増等）	事前（1か月前程度）
生活介護			
就労継続支援A型			
就労継続支援B型＜指定意向調査(障害福祉課担当)での優先対象選定後＞	様式第9号の10の14の2		
児童発達支援			
放課後等デイサービス			



※北海道からサービス量変更の同意が必要

給付費等の算定に係る体制届

届出に必要となる書類等

全サービス共通の書類

(障がい者) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第1号
(障がい児) 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書	
(障がい者) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	様式第1号別紙
(障がい児) 障害児通所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (加算算定月のもの)	様式第4号

給付費等の算定に係る体制届

提出期日と加算開始日の関係

新たに加算を算定する(単位数が増える区分へ変更になる)場合

届出日	算定開始
各月15日まで	翌月から
16日以降	翌々月から

加算の算定要件を満たさなくなった(単位数が少ない区分へ変更になる)場合

届出日	算定開始
速やかに	要件を満たさなくなった時から

令和7年4月1日付け算定の届出について

注意

届出日：令和7年4月11日（金）
※郵送の場合も必着！

福祉・介護職員等処遇改善加算に係る各種届出

届出書類と提出期日

届出書類		提出期日	提出方法
令和7年度	障害福祉サービス等処遇改善計画書	令和7年4月15日(火)	L o g o フォーム
令和6年度分	障害福祉サービス等処遇改善実績報告書	令和7年7月31日(木)※予定	

書類作成時のポイント

- ・ 提出様式（提出データ）に計算式が入力されているセルには入力しない！
- ・ 提出様式（提出データ）で要件判定のセルが「×」と表示されてる場合は、算定要件を満たしていない理由を確認せずにそのまま提出しない！
- ・ 体制届で算定している加算区分と処遇改善計画書の加算区分を一致させる！

福祉・介護職員等処遇改善加算に係る各種届出

令和7年度における注意点～R7.3.10までの厚労省通知による

今年度から新設される「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」の申請様式と「福祉・介護職員等処遇改善等加算」の計画書様式が一本化される予定。

→ただし注意点は次のとおり

※様式は一本化されるが「障害福祉サービス等処遇改善計画書」の提出先は旭川市、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金事業計画書」の提出先は北海道となるため、それぞれ提出する必要がある。



障害福祉サービス等処遇改善計画書



旭川市

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金事業計画書



北海道

おわりに

届出をする際に必要な書類の一覧，添付書類の様式等については本市HPに掲載しています。

★届出の際は<旭川市HP障害福祉サービス等事業者向けトップページ>を確認★

市HPホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 障害福祉> サービス事業者> 障害福祉サービス等事業者向けトップページ

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sa-bisu1/p006045.html>